

第6章 計画の推進体制

6-1 推進体制

少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化、厳しい財政状況などの社会経済情勢の変化を踏まえると、緑のまちづくりを進めるためには、行政だけではなく、市民や事業者といった地域の様々な主体の参加が必要です。

そのため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働しながら活動することで、“『うるおい』と『にぎわい』にあふれる緑のまち とよかわ”を基本理念とする緑の将来像の実現を目指します。

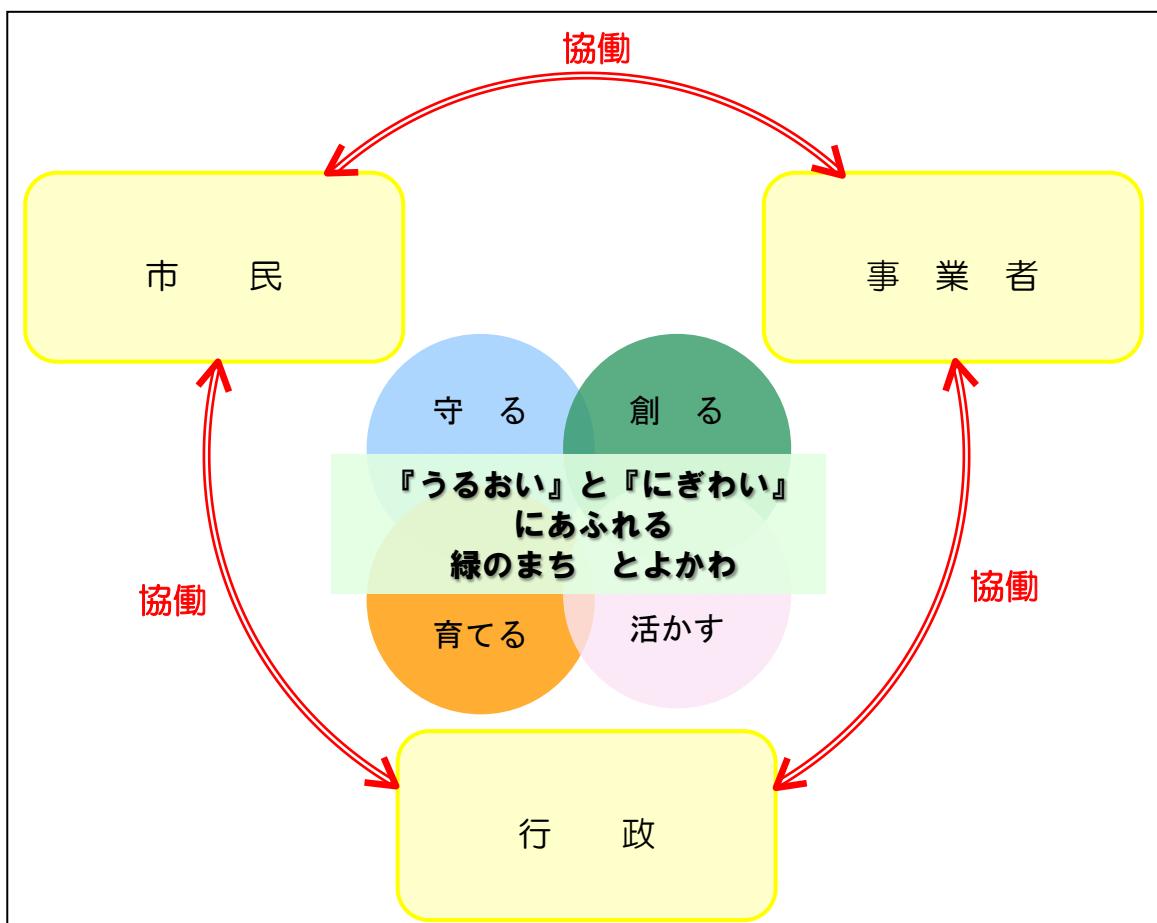


図 計画の推進体制

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、庭やベランダなどの緑化に努めるほか、緑に関する講習会などへの参加を通じて、身近な緑などに対する理解・知識を深めるとともに、地域の緑化・維持管理活動にも積極的に関わっていくことが重要です。

(2) 事業者の役割

事業者は、環境保全に対する社会的責任を認識し、建物の屋上や壁面の緑化、敷地内の緑化や敷地境界の生垣化などを積極的に進めます。また、地域住民と協働しながら、敷地周辺の清掃活動や地域の緑化活動への参画を通じて、緑のまちづくりに貢献していくことが重要です。

(3) 行政の役割

公園や広場、街路樹など、公共空間の緑化などを推進します。また、市民、事業者から緑化活動に対する理解と協力が得られるように普及・啓発活動を進めるとともに、各主体が自主的に緑化活動に取り組めるように支援します。さらに、計画を推進するために、市民・事業者・行政の連携体制を強化していきます。

6－2 進行管理

計画の進捗管理は、【Plan（計画の策定）】、【Do（施策の実施）】、【Check（進捗状況の把握、評価）】、【Action（改善・見直し）】のP D C Aサイクルに基づいて行い、施策の進捗状況を毎年確認するとともに、施策の進め方の見直しを随時行います。

本計画では、第6次豊川市総合計画と同様に市民満足度に関連する目標を設定しています。それらの項目については、2年ごとに実施される市民意識調査の結果を用いて達成状況を確認していきます。また、5年後の令和7年度（2025年度）には中間評価を実施し、施策の実施状況や目標水準の達成状況を把握・評価し、評価結果をもとに計画の改善・見直しを行います。

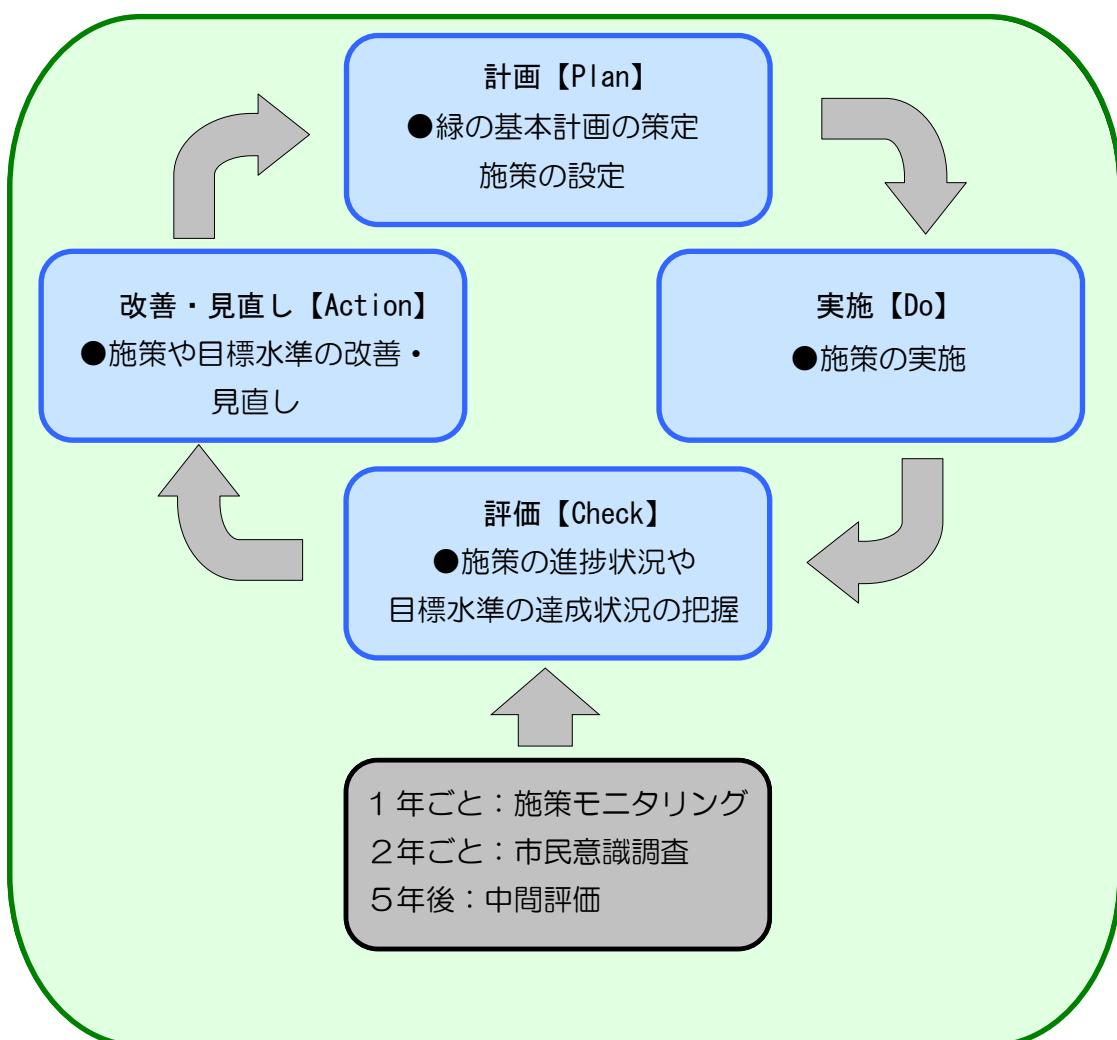


図 計画の進行管理